

は、ヒューマンエラーを起さないように、しっかりとした教育訓練、そういったものを重ねて、我々が確信を持った段階でこういう作業を進めていくというふうに進められているところがございます。

ヒューマンエラーに対しましては、これは永遠の課題でございますので、いろいろと今もトラブル対応ということでやっております。

例えば、表示等を明確にして間違えることのないように、それから、一人で監視するのはなくて、複数の人間で監視をして作業を進める。そういうような対策の強化をしながら作業を進めていく、そういうふうな思っております。

○齊木委員 よりこの機器、多分この十の番号がついている、燃料体のナトリウム洗浄についてという部分だと思っておりますけれども、これは、例えば、ではヒューマンエラーが起きたとしても、中はアルゴンガス、要するに不燃性ガスで満たされているので、発火現象は起きないという理解でよろしいんですか。

○伊藤参考人 お答えいたします。

この設備は、常にいろいろなものを監視しながら進めてまいります。例えば、何か異常がありましたら、設備に安全装置というものがございまして、例えばこれは、ナトリウムを洗浄していきますと水素等が発生しますので、その水素濃度を監視しながら進めていく。そういった、いわゆるインターロックというものがありまして、安全に作業を進めるような、そういう設備になってございます。

仮にヒューマンエラー等でそういう作業が中断された場合にも、そういった場合の対応の手順書をしつかりと定めて、そういった危険性のないような形、安全第一で進めていく、そういうふうに進められているところでございます。

○齊木委員 事前のレクで規制庁の職員から伺った範囲ですと、ヒューマンエラーが起きたとして、例えば水を多く入れ過ぎたとしても、アルゴンがあるので、これは爆発現象には至りませんよ

という説明だったんですが、そうではないということですか。

○伊藤参考人 お答えいたします。

済みません。私の回答の仕方がまずかったのか、そういう意味では、大量に入った場合においても、急激な反応で爆発現象が起きる、そういうものはないというふうな思っております。

○齊木委員 そろそろ時間が来たようですので、またあすの経産委員会でも、エネルギー基本計画に絡んで、「もんじゅ」は核燃料サイクルの中核施設でもありましたので、御質問をさせていただければと思います。

我が党の持ち時間が参りましたので、次の方にお譲りしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○高木委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 無所属の会、田嶋要でございます。更田委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長、この御著書は読まれたことはございませんか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

手にとったことはございませんけれども、読んではおられません。

○田嶋委員 国会事故調査委員長をやられた黒川先生が書かれた御著書でございます。

初心を忘れずということもございました。新たに委員長になられたわけでございます。僭越な言い方で恐縮でございますが、ぜひとも、やはり改めて、事故は今でも続いている、そのことを肝に銘じて、二度とああいう事故を起さないために、私は、黒川委員長の御示唆、手厳しいところもございまして、しっかりと読むことも必要なのではないのかなというふうな思っていますので、まずはよろしくお願い申し上げます。

先月、経済産業委員会、更田委員長にお越しをいただきました。同僚委員から質問がございました。まず、その点について確認をいたします。ちよっと議事録を読みますけれども、我が国の

原子力施設に対する規制を行う上で、海外に倣うだけでは不十分、国際的基準というものは各国の事情を丸めたものになっている、地震のある国とない国との規制は異なるのは当然のことである、こういうような表現が二カ所ほど出てまいりました。

確認をさせていただきますが、この日本という国の自然状況あるいは地勢的な状況を前提にして、更田委員長のおっしゃっていることというのは、いわゆる保守主義、イデオロギーの保守主義ではなくて、間違えるときに、安全サイドに、安全サイドに間違えられるような保守的な考え方をとっていく、それは、少数意見も尊重して、一番厳しいとも思われるかもしれないけれども、そういう立場に立つてやっていくんだ、そういうことをおっしゃっているのかなと思います。

その御答弁の最後には、地震に対する備えというものが厳し過ぎるという御批判があることは承知しておりますけれども、十分な備えをすることが大事だ、こんなような御答弁も書いてありますけれども、若干、途中で御主張がわかりにくく、恐縮ですが、なったところもあるものですか、改めて委員長にお考えをいただきたいと思っております。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

まず、地震についてですけれども、地震に対する備え、それから、原子力施設が地震といった脅威にさらされたときにどういった防護を備えているべきかという点に関しては、さきにもお答えしましたように、国際基準に倣うことというのは余り大きな参考にはならないと考えております。

やはり、地震に関する議論でも、IAEAのような組織では、地震のない国からの参加者も加わって議論をします。それぞれの議論を、丸めたという表現が正しかったかどうかは別として、非常に、大きな経験と強い責任感を持って議論をしているメンバーと、そうではなくて、他国のこととして捉えて議論をしているメンバーと、これが合わさって議論をします。

したがって、必ずしも国際基準に沿っているというだけだが、特に地震の場合については、それだけで規制の内容が充足するものだというふうには考えておりません。これはさきにお答えしたことに同じであります。

それから、先生が保守主義という言葉を使われて御質問いただいたことですが、これは原子力規制委員会だけに限りませんが、各国民にも、こういった規制を進める上で最も難しいのは、一定の保守性、一定の安全誘導は必要であるけれども、一方で、過度の保守性をという程度は議論が前へ進まない。そこで、どの程度の保守性が適正なものであるかというのは、これが一番難しいところでありまして。

これは、米国の原子力規制委員会等は、アディクエートという言葉を使って、適切な、適当な、ふさわしいだけの保守性を備えるようにしておりますけれども、規制にとつて、もう永遠に、常に考え続けることの必要のあるところのものでもあります。

○田嶋委員 難しいということとはよく理解しますが、そのアディクエートという意味では、そのとおりだと思っております。

ただ、前回、御答弁の中でも、我が国の状況を踏まえて考えれば、最も注意すべきは私は地震であるというふうにおっしゃっておりますし、地震に関しては、厳し過ぎるという御批判があることは承知しておりますけれども、地震に対しては十分な備えをすることが重要である、こういうことをおっしゃっておるので、そのことを銘記して、再稼働が今とんとんされておりますけれども、結果として再稼働が一つもできない事態があっても、それはやはり安全最優先ですから、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それで、島崎先生という先生がおいででございますが、いろいろ少数意見として、基準地震動に関して懸念が出ておるわけでございます。私、先ほど保守主義と同時に少数意見をどう見るかというところが、これは同じかもしれませんが、大ま

重要ではないかと。

最近、これは裁判で、添付の資料の一について  
ございますが、東電の強制起訴公判ということ  
で、この長期評価ということが非常に軽んじられ  
たということ、これは新聞記事で恐縮でございます  
ですが、要するに、信頼性が低いと明記するよう内  
閣府から圧力がかけられたとか、いろいろおっ  
しゃっている中、要は、私が申し上げたいのは、  
このときもこの島崎先生が少数意見であった、そ  
して、一番最後に、長期評価に基づく対策をとっ  
ていけば命はかなり救われた、こういうようなこ  
とが実際に今訴訟で続いているわけでありませ

他方で、この同じ島崎先生が、やはり原発の再  
稼働のときに、この方はかつては委員会の委員長  
代理であったというふうには理解しておりますが、  
そういうような反対意見を述べられておるわけ  
でございますが、どうも、そうした方の声が聞かれ  
ていないのではないかと懸念がありますが、  
新しい委員長になられた更田委員長におかれて  
は、どのように考えられておりますか。

○更田政府特別補佐人 原子力規制委員会とし  
ましては、規制委員会で委員長代理も務められた島  
崎氏からの指摘を踏まえて、大飯発電所の地震動  
の試算の評価を行いました。行ってみたいところ、  
科学的な矛盾を生じることになったために、島崎  
氏の主張に基づいて基準地震動の妥当性を議論す  
ることは適切でなく、大飯発電所の基準地震動を  
見直す必要はないと考えております。

また、文部科学省に設置されている地震調査委  
員会において、現在も強震動予測手法、いわゆる  
レシビと呼ばれるものですが、これを  
見直すための検討が行われていることは承知をし  
ており、新たな知見が得られれば、規制に取り入  
れるかどうかについて、また個別に原子力規制委  
員会として判断してまいります。

○田嶋委員 まず、島崎先生はそういった解説  
に納得されていないというふう聞いておりま  
す。また、私が申し上げたのは、この資料の一のよ  
うに、同じ先生が長期評価に関して、言ったとお

りになったじゃないかということをおっしゃって  
いるわけですね。こういうのが一個出てくれば、  
その人の言うことをもう少し真剣に聞かなきゃい  
けないんじゃないか、そういう気持ちにそれはな  
りますよ、普通は。

だから、やはり、ここはおごっちゃいけない、  
二度と事故は起こしちゃいけない、そういう観点  
からすれば、一番極端に見える意見でも、これは  
大事に考えていかないと、ぜひともこれは間違  
いを起こさないということを肝に銘じてやってい  
たいということをお願い申し上げます。

それでは、次の質問でございますが、公文書の  
管理、先ほど逢坂先生からも出ておりました。原  
子力規制庁の透明性の問題はいろいろな先生から  
御指摘いただいております。この中にも書いてあ  
りますので、ぜひ読んでください。更田委員長、書  
いてありますので。

それで、二つありまして、規制庁と電力会社が  
どういうケースで話し合いをするか、二つありま  
す。一つは、ファクトチェックです。事実だけを  
押さえ合うという会議ですね。それからもう一つ  
は、判断を伴う面談です。それは安全審査会合と  
いうふうでございますが、一年間に二千二百回  
うんでござりますが、六本木にあるそうであ  
る。六本木で二千二百回、十電力が何かでし  
うから、相手は。だから一年間に、九電力です  
か、原発ですから、二千二百回会っている。

この会議が、私が事務方から伺った話だと、安  
全審査会合の方は議事録がしっかりとられてい  
る、そして、ビデオですか、そういうのも、画像  
もあるということですが、有識者、黒川先生も含  
めて懸念しているのは、それは全体の一部であ  
って、少なくとも、全ての電力会社との面会が原則  
公開、議事録を全部とる、録音もとる。そして黒  
川さんの御希望は、英語の発信も全部行う。国会  
事故調がやっていただとりのことをしっかりとや  
ってほしいということをおっしゃっています。

先生だけじゃないんです、言っている人は。み  
んなが心配しているんです、みんなが心配してい

る。疑われるのが普通なんだから、ぜひとも、そ  
うした癒着がないということ、身の潔白をあら  
わすためにも、やはりこれは、安全審査会合のみ  
ならず、全ての会合に関して情報公開、いわゆる  
サマリーだけじゃなくて、議事録そのものも公開  
するというのをやっていたらいいということをお  
約束いただいただけませんか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。  
御質問の内容の繰り返しになる部分があります  
けれども、審査会合というのは公開で、傍聴の方  
にもおいでいただけるようになっておりますし、  
また、ユーチューブ、ニコ動といったビデオ中継  
を行っており、また、逐語的な議事録の公開を  
行っているものです。

一方、ヒアリングの方は、これは、意見交換で  
はなく、ファクトチェックではありませんけれど  
も、確かにサマリイの公開にとどまったものであ  
ります。  
二千二百回という数字がありましたけれども、  
非常に多数回にわたります。透明性というのは、  
私たち自身を守る上でも、さらに、信頼を回復す  
るためにおいても非常に重要でありますので、私  
も、ごく最近ではありますけれども、ヒアリング  
で行われているものに関しては公開でやれ、なる  
べく公開でやれということには指摘をしたところ  
であります。

したがって、公開でやることを望ましいこ  
とには私も同意見でありますけれども、技術的  
に、その数千回にわたるヒアリングを全て公開で  
行うということができない。それは、キャパシ  
ティー、部屋ですとか、そういった設備の問題も  
ありますので、技術的にできないというのが最大  
の理由であります。

○田嶋委員 更田委員長はそちらの御専門ではな  
いと失礼ながら拝察します。それは、二百回  
の審査会合ができて、二千回の事前の打合せがで  
きないなんという理屈はありませんよ、今のIT  
の技術を使えば全部やれますから。あとは、金の  
問題があるかもしれませぬ。

そこら辺も含めて、相談はしなきゃいけないと  
思いますが、原則論は御理解をいただいていると  
思いますので、やれない理由を並べる前に、やれ  
るように努力しましょうよ。世界がやはり注目し  
ています。黒川先生がおっしゃっています。ほか  
の有識者の方もおっしゃっていますから、よろし  
くお願いいたします。

それからもう一点、出てくる資料が白塗りが多  
い。これはよくある話ですね。黒塗りじゃないん  
ですけれども、白塗りらしいです。競合他社が有  
利になる情報なので出せない、これが定番の理屈  
のようでございますが、そして、事務方に聞いて  
、フランスやアメリカでもやはりそういうケー  
スがあるよという資料はいただきました。  
しかし、比較をしないまま、やはりこれははつき  
りしませんね。悪魔は細部に宿りますよ。日本は  
全部黒塗り、アメリカは二カ所ぐらいが黒塗り、  
こういうことかもしれないですね。

ぜひとも、私は、どういう数字がアメリカやフ  
ランスやイギリスのケースでは黒塗り、白塗り  
になっているのか。そこ同じ水準だったら私も理  
解をします。しかし、日本だけが独自に全部黒塗  
り、ありがちですから、こういうことをやめる、  
調査をしていただく、比較をする調査をしてい  
だきたいと思っておりますが、いかがですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。  
これも、委員会の方から原子力規制庁に対して  
再三指示をしているところでありますけれども、  
マスキングの箇所というのは必要最低限であるべ  
きだというふうにご考えております。

商業機密にかかわるものといっても、本当にマ  
スキングをしなきゃならぬものも多くは、例え  
ば、テロリストに対して攻撃のための材料を与え  
てしまうような情報に関しては、これはどうして  
も白塗りにせざるを得ないというふうにご考えて  
おります。

しかしながら、いたずらにこのマスキングの部  
分を広げることは、透明性の観点からいっても非  
常に好ましくないもので、できるだけ少なくするも

のといふ点には全く同意であります。

日米の調査については、これは調査が可能なのか、相手があることでもありますので、調査が可能なことかどうかも含めて、検討させていただきますと思います。

○田嶋委員 欧米は、大体、日本より情報公開が進んでいますから、だから、マスキングされている部分以外は、恐らく全部見れると思いますよ。だから、それをぜひ比較をしていただきたい。私、そういう比較資料も出していただきたいと思っています。

委員長、そこら辺、お取り計らい、お願いしたいと思っています。

○高木委員長 理事会で協議します。

○田嶋委員 よろしく願います。

それからもう一つ、これは有名なケースでございますが、ノーリターンルールですね。

五年間は、若干、手かげんを加えていた。しかし、五年過ぎたら厳格に、だめよ、例外なくだめよというルールであります、それが今どうなっているのか。

おつけしている資料の二番でございますが、上と下がございますけれども、上の方、要するに六条の二項の方は、原発利用推進の行政組織へ配置転換を認めない。しかし、三つ目はもう少し包括的に、規制の独立性を確保する観点から、国民の疑惑や不信を招くような再就職を規制する、こういうようなことでございます。

規制庁の人員というのは、今は九百数十名、もともと四百数十名ということでございますので、ただだかそれぐらいの人数の規模の話を言っているんだから、全数チェックをやはりしなきゃいけないと思います。そして、今、まさか規制庁にいた人が電力会社に回り回ってそこで働いているとか、そういうことがあっちゃいけない。

そして、有識者の方が心配している役所へ戻る話も、直接、推進の部署に戻るものがなくても、一カ所呼吸を置いて、一カ所クッションを置いて推進の部署に戻っているケースが本当にないのか。

どうか。同じことですよ、やっていたら。どちらもこの二項違反ですよ。

だから、そのことを全員調査をしていただきたいと思ひますが、委員長、やる気がございませぬか。

○更田政府特別補佐人 発足時以降は、経済産業省及び文部科学省等から来た者を含めて原子力規制庁の職員については、これら職員が他省庁へ異動となった場合には、原子力利用の推進に係る部署への配置を認めないとするノーリターンルール、これは幹部職員も含め全職員に適用をされております。

施行後五年までは特にやむを得ない事由がある場合の例外はありましたが、五年を経過した後は例外なくノーリターンルールを適用しており、今後も同ルールを履行していく所存であります。

○田嶋委員 全数のチェックをしていただきたいというのをお願いしますが、いかがですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

これも、先ほどの質問に対するお答えと同じになつてしまふけれども、制度の範囲の中でそれが可能であるかどうかについては今理解をしておりますので、ただ、検討させていただきますと思ひます。

○田嶋委員 私も一緒に努力させていただきますと思ひます。

次の質問をさせていただきます。

四十年ルールというのがあるわけでございます。同じ資料の下でございます。原発というのは四十年だと。しかし、次ですね、一回に限り延長し、二十年を超えないというルールが立法上あるわけでございますが、立法者の立法趣旨というのは、この二十年のプラスというのは極めて限定的、例外的なんだということでございます。

それは更田委員長もよく御理解をしておると思ひますが、しかし、今、三基、プラスアルファ二十年は全部認可をされてしまつております。次の資料をごらんください。三の資料の丸をつけた三カ所でございますが、これは全部オーケーが出て

いるわけでございます。

そしてもう一つ、次の四ページの資料、私はそんな詳しい人間でももちろんございませぬが、若干、自然科学的な本を購入してみたところ、最近少し話題にもなつていようですが、脆化という表現があるようでございます。中性子照射による脆化の著しい原発ワーストテン、そのワースト一位に上がつていのが高浜一号なわけでございますが、この高浜一号は、その前のページを見ますと丸をつけたところにある。つまり、三つのうちの一つだということですよ。

まさに、こういった、ある切り口で、脆化という切り口で見れば一番危険だということふうには本に載つていような原発の基が、四十年を六十年、極めて例外的にしか適用すべきでないと言つていた立法趣旨を超えてまでそういうことを判断して本当にいいのかわいふに懸念をするわけでありませぬが、委員長、どのようにお考えですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

運転期間延長に係る法律というのは、立法の趣旨を踏まえて、非常に高いハードルであるといふふうに考えております。この制度ができて以来、これまで九つの原子炉について、具体的には、敦賀一号炉、美浜一号炉、二号炉、島根一号炉、伊方一号炉、玄海一号炉、大飯一、二号炉、伊方二号炉の九プラントが脆化を決定しております。

また、それから脆化について御言及がありましたが、それ以外にも、いわゆる脆性遷移温度という、圧力容器が急に冷たい状態にさらされたときにどれだけしなやかさを持つていようかというのをあらわす値ですけれども、原子炉が年数を経て、いわゆる経年変化の中で、この脆性遷移温度だけというものは、ほんの二つの要素でありますので、この脆性遷移温度だけを捉えてランクづけをするというものは、私は、科学的な妥当性を欠いていようといふふうにお考えをしております。

○田嶋委員 私は、その点は先ほど触れたとおりでございます。ワン・オブ・ゼムかもしれないけれども、しかし、やはり今申し上げたとおり、

立法者の趣旨をよく踏まえた上で、この六十年への延長というのは、普通はだめなんです。普通はだめな中で、ああいうルールが書かれているわけでありませぬから、そのことをぜひ肝に銘じて委員長の職に当たつていただきたいといふふうに思ひます。

ありがとうございます。以上です。

○高木委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

更田委員長は、冒頭の発言の中で、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施と述べられました。この点についてお聞きをしたいと思います。

規制委員会は、昨年十二月二十七日、東電柏崎刈羽原発六、七号機の原子炉設置変更許可申請を許可したということでもあります。この柏崎刈羽の審査の手続が本当に厳正かつ適切に行われたのかという点であります。

同原発、御存じのように、二〇〇七年の中越沖地震で、敷地内の至るところで液状化等の大変な事態が起きております。

配付資料の一を見てくださいと、そのときの写真でありまして、左側の紫の部分が液状化、その他がいろいろな建物や道路の亀裂等の写真と箇所であります。

同原発は、地元では豆腐の上に建つてい原発だと言われるほど軟弱な地盤の上に建つてい、それがこういう影響にあらわれているということになります。

このため、今回の審査でも、この地盤の強度とかが一つの焦点になりました。当然だと思ひます。

委員長にお聞きしたいんですが、地盤の強度については、規制委員会が審査の際に用いる内規として地盤ガイドがある、これは間違いありません。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。おっしゃるとおりです。

○藤野委員 もう一つ、前提として確認したいん